

有効期間 10年（平成40年12月31日まで）

平成30年 3月27日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長

高齢運転者等標章の交付等に関する事務取扱要領について（通達）

高齢運転者等標章の交付等に関する事務取扱いについては、「高齢運転者等標章の交付等に関する事務取扱要領の一部改正について（通達）」（平成22年 8月 6日付け広交規第549号。以下「旧通達」という。）により行っているところであるが、本年 4月 1日に音戸警察署は呉警察署に、因島警察署は尾道警察署に統合され、それぞれ分庁舎に移行後も高齢運転者等標章の事務を行うため、別添のとおり高齢運転者等標章の交付等に関する事務取扱要領を改正し、平成30年 4月 1日から施行することとしたので事務処理上誤りのないようになりたい。

なお、改正前の通達は、平成30年 3月31日をもって廃止する。

別添

高齢運転者等標章の交付等に関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条の2に規定する高齢運転者等標章の交付等に関する事務取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 法令の準拠

事務の取扱いは、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第3 用語の解釈等

1 高齢運転者等

法第45条の2第1項各号のいずれかに該当する者であり、次に掲げるものをいう。

- (1) 普通自動車対応免許（以下「普通免許」という。）を受けた70歳以上のもの（以下「高齢者」という。）
- (2) 普通免許を受けた者で、聴覚障害又は肢体不自由であることを理由に免許条件を付されているもの（以下「免許条件を付された者」という。）
- (3) 普通免許を受けた者で、妊娠中又は出産後8週間以内のもの（以下「妊娠中の者等」という。）

2 高齢運転者等標章

規則第6条の3の2の規定により公安委員会から交付を受けたもの（以下「標章」という。様式は規則別記様式第1の3の3に規定。）をいう。

3 高齢運転者等標章自動車

高齢運転者等が運転する普通自動車であって、高齢運転者等標章を停車又は駐車している間、前面の見やすい箇所に掲示したものをいう。

4 普通自動車

規則第2条に規定する自動車の種類のうち、普通自動車に該当するものをいう。

第4 標章の申請

1 申請書の様式

- (1) 標章の交付の申請

法第45条の2第1項の規定に係る普通自動車の届出及び同条第2項、規則第6条の3の2の規定に係る標章の交付の申請（以下「交付申請」という。）にあつては、規則別記様式第1の3の2に規定する高齢運転者等標章申請書（以下「交付申請書」という。）

(2) 標章の再交付の申請

法第45条の2第3項の規定及び規則第6条の3の4の規定に係る標章の再交付の申請（以下「再交付申請」という。）にあつては、規則別記様式第1の3の5に規定する高齢運転者等標章再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）

(3) 標章の記載事項の変更の届出

規則第6条の3の3の規定に係る標章の記載事項の変更の届出（以下「記載事項変更届出」という。）にあつては、規則別記様式第1の3の4に規定する高齢運転者等標章記載事項変更届（以下「記載事項変更届出書」という。）

(4) 標章の返納の届出

法第45条の2第4項の規定及び規則第6条の3の5の規定に係る標章の返納の届出（以下「返納届出」という。）にあつては、本通達様式第1号高齢運転者等標章返納届（以下「返納届出書」という。）

2 申請先

(1) 交付申請、再交付申請、記載事項変更届出及び返納届出（以下「申請等」という。）は、申請者の住所地（住民票に記載された住所）を管轄する警察署に当該申請等に係る交付申請書、再交付申請書（以下「交付申請書等」という。）又は記載事項変更届出書、返納届出書（以下「記載事項変更届出書等」という。）を1通提出して行ふ。

(2) 次の警察署の分庁舎及び幹部交番（以下「分庁舎等」という。）は、申請者の住所地が以下の地域である場合は、申請等を受理することができる。

ア 呉警察署音戸分庁舎

旧音戸警察署の管轄区域全域とする。

イ 竹原警察署大崎上島分庁舎

豊田郡大崎上島町全域とする。

ウ 尾道警察署因島分庁舎

旧因島警察署の管轄区域全域とする。

エ 山県警察署千代田交番

山県郡北広島町のうち、旧山県郡千代田町、同大朝町及び同豊平町とする。

オ 福山北警察署油木交番

神石郡神石高原町全域とする。

カ 庄原警察署東城交番

庄原市東城町全域とする。

なお、分庁舎等で受理できる申請等であっても、当該申請等が警察署に提出されたときは警察署で受理するものとする。

3 申請者

申請等は、原則として本人が行う。ただし、次に掲げるときは代理の申請等認めるものとし、この場合、交付申請書等又は記載事項変更届出書等の摘要欄に代理者である旨及びその者の住所、氏名、連絡先及び本人との関係を記載させたいうで、受理するものとする（以下、本人及び代理で申請等をする者を「申請者等」という。）。

なお、代理で申請等する者の身分確認までは要しない。

(1) 交付申請，再交付申請（標章提出の場合を除く。）

親族等が本人の運転免許証や母子健康手帳の原本を提示して申請することにより、本人の申請であることが確認できるとき

(2) 再交付申請（標章提出），記載事項変更届出

親族等が申請，又は届出をしたとき

(3) 返納届出

標章を提出して届出をしたとき，又は親族等が届出をしたとき

第5 申請方法等

1 交付申請

(1) 提出書類

交付申請書

(2) 提示書類

ア 高齢者，免許条件を付された者

(ア) 運転免許証

(イ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）

普通自動車のものに限り、届出する台数分を提示させるものとする（次イ（イ）の自動車検査証の提示において同じ。）。

イ 妊娠中の者等

(ア) 運転免許証

(イ) 自動車検査証

(ウ) 母子健康手帳，医師作成による妊娠証明書，戸籍謄本等（妊娠の事実又は出産の日を証するに足りる書類。）

(3) 申請の取扱い

ア 提示書類の確認

申請者等から提示された運転免許証、自動車検査証及び妊娠中の者等であることを証する書類（以下「運転免許証等」という。）の確認は、原本により行う。ただし、自動車検査証については、写しにより行うことは差し支えない。

イ 提示書類の写しの添付

申請者等から提示された運転免許証等については、当該申請者等の承諾を得たうえで、警察署又は分庁舎等で複写し、その写しを当該交付申請書に添付する。ただし、申請者等から運転免許証等の写しが任意に提出された場合はその書類を添付する。

なお、提示された書類の複写に当たっては、規則第6条の3の2第2項で、交付申請書を提出する場合に運転免許証等を「提示」することと規定しているものの提出まで求めていないことから、申請者等が提示書類の複写を拒んだ場合は複写をせず、運転免許証等を確実に確認し、交付申請を受理する。

この場合、交付申請書の摘要欄に添付書類がない理由を記載しておくものとする。

2 再交付申請

(1) 提出書類

ア 再交付申請書

イ 標章（標章を亡失又は滅失（以下「亡失等」という。）している場合を除く。）

(2) 提示書類

運転免許証、その他公的機関が発行した被交付者の身分を証する書類（以下「身分証明書類」という。）

(3) 申請の取扱い

ア 申請者の確認

申請者であることの確認は、身分証明書類の原本により行う。なお、再交付申請書に身分証明書類の写しを添付することは要しない。

イ 記載内容の教示

申請者等が、標章の亡失等により当該標章に係る標章番号、交付年月日及び交付公安委員会名の全部又は一部を不知の場合や、き損により標章の記載事項を読みとることができない場合は、交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に確認し申請者等に教示したうえで、再交付申請書に記載させる。

ウ 記載事項変更届出を伴う場合

再交付申請に記載事項変更届出を伴う場合は、次3(1)に定める記載事項に変

更が生じたことを証する書類を添えた再交付申請書を提出させることにより、記載事項変更届出を受理できるものとする。

3 記載事項変更届出

(1) 提出書類

ア 記載事項変更届出書

イ 標章

ウ 当該変更が生じたことを証する書類

(ア) 届出に係る普通自動車の変更（普通自動車の届出の追加を含む。）

自動車検査証の写し（変更又は追加する台数分）

(イ) 住所の変更

住民票の写し，運転免許証の写し等

(ウ) 氏名の変更

戸籍謄本，住民票の写し，運転免許証の写し等

(エ) 電話番号その他の連絡先の変更

電話の契約書の写し等

(オ) 運転免許証番号の変更

運転免許証の写し

(2) 提示書類

身分証明書類

(3) 届出の取扱い

ア 申請者の確認

申請者であることの確認は，身分証明書類の原本により行う。

なお，変更が生じたことを証する書類として運転免許証の写しが提出された場合を除き，記載事項変更届出書に身分証明書類の写しを添付することは要しない。

イ 記載事項の変更の確認

記載事項の変更の確認は，当該変更が生じたことを証する前(1)ウの提出書類の原本により行う。（ただし，自動車検査証の写し及び公的機関が発行した書類が，記載事項に変更が生じたことを証する書類として提出された場合を除く。）

ウ 普通自動車の届出の追加

既に標章の交付を受けている者が，届出をしている普通自動車に加えて新たに普通自動車を使用するとして届け出た場合は，変更の内容欄に当該普通自動車の車両番号を記載し，変更の理由欄に届出自動車を追加した旨を記載する。

エ 提出書類の添付

標章の記載事項に変更が生じたことを証する書類として提出された書類を記載事項変更届出書に添付する。

なお、申請者等が当該変更が生じたことを証する書類の写しを用意しておらず、原本を提示した場合は、警察署又は分庁舎等において申請者等の承諾を得たうえで複写し、その写しを添付するものとする。

4 返納届出

(1) 提出書類

ア 返納届出書

イ 標章

(2) 届出の取扱い

ア 標章を亡失等している場合

返納しなければならない理由が生じた者が標章を亡失等している場合は、返納届出書により受理し、当該返納届出書の摘要欄に亡失等した理由、時期を記載する。

イ 自主返納

返納事由がない者から自主的に返納届出がなされた場合は、返納を受理するものとし、その者が標章を亡失等している場合は、前アの受理要領に準じた取扱いを行う。

第6 書類の取扱い、送付等

1 標章用紙の受払等

(1) 警察署長への事前送付

交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、公安委員会公印の印影を事前刷込みした標章用紙（以下「標章用紙」という。）の裏面に整理番号を記載して事前に警察署に送付する。

(2) 分庁舎等への事前送付

分庁舎等への標章用紙の事前送付は警察署長が行う。

(3) 標章受払簿の記載

事前送付された標章用紙はその枚数を点検して保管し、様式2号の標章受払簿により、常にその受払状況を明らかにしておかなければならない。標章受払簿には受払の年月日、摘要、取扱枚数（受数、払数、残数）を記載し、摘要欄には受領先、払出先、標章の裏面記載の整理番号（○～○）等を記載すること。

2 交付申請、再交付申請

(1) 受理時の確認

警察署長は、交付申請等を受理したときは、交付申請書等の記載内容及び添付書類により、標章の交付及び再交付（以下「交付等」という。）の可否を確認するものとする。

(2) 送信，保管等

ア 警察署での取扱い

警察署長は、標章の交付が可能であると認めるときは受理した交付申請書等、添付書類、標章（再交付申請の場合で、き損した標章を受領した場合。）を様式第3号の高齢運転者等標章の申請書類送信・送付書とともにファクシミリにより交通規制課に送信し、当該関係書類及び標章の写しを保管する。

なお、交付申請書等、添付書類、標章（再交付申請の場合で、き損した標章を受領した場合。）は、様式3号の高齢運転者等標章の申請書類送信・送付書とともに交通規制課に送付する。

イ 分庁舎等での取扱い

分庁舎等の長（以下「分庁舎長等」という。）は、標章の交付が可能であると認めるときは受理した交付申請書等、添付書類、標章（再交付申請の場合で、き損した標章を受領した場合。）を様式第3号の高齢運転者等標章の申請書類送信・送付書とともにファクシミリにより交通規制課に送信し、受理した交付申請書等、添付書類及び標章を警察署に引き継ぎ、当該関係書類及び標章の写しを保管する。

ファクシミリにより送信を行うことができない事情が生じたときには、送付等について交通規制課長と協議するものとする。

3 記載事項変更届出

(1) 記載事項の変更方法

警察署長は、記載事項変更届出を受理したときは、次に掲げる方法により変更を行い、申請者等へ標章を返還するものとする。

ア 記載事項の変更

標章の記載事項の変更は、提出書類により記載事項を確認したうえで当該変更内容を標章に記載し、変更した箇所を二本線で消して広島県公安委員会公印（以下「公印」という。）を押印する。

イ 標章番号の変更

標章番号は、記載事項変更が行われる都度、変更されることとなるので、交通規制課に連絡して新しく付与される標章番号を確認する。

標章番号の変更は、上部余白に新しい標章番号を記載し、元の標章番号を二

本線で消して公印を押印する。

(2) 送付，保管等

ア 警察署での取扱い

警察署長は，受理した記載事項変更届出書，添付書類及び記載事項変更後の標章の写しを保管し，当該関係書類の写し及び記載事項変更後の標章の写しを交通規制課に送付する。

分庁舎長等から記載事項変更届出書，添付書類及び記載事項変更後の標章の写しが送付された場合は，当該関係書類を保管するとともに，その写しを交通規制課に送付する。

イ 分庁舎等での取扱い

分庁舎長等は，受理した記載事項変更届出書，添付書類及び記載事項変更後の標章の写しを保管し，当該関係書類及び標章の写しを警察署に送付する。

4 返納届出

(1) 標章の返納の受理

警察署長は，返納届出を受理したときは，返納届出書及び標章（標章を亡失等した場合を除く。次(2)において同じ。）を警察本部長（交通規制課）に送付する。

(2) 送付，保管等

ア 警察署での取扱い

警察署長は，受理した返納届出書及び標章を交通規制課に送付し，当該返納届出書及び標章の写しを保管する。

イ 分庁舎等での取扱い

分庁舎長等は，受理した返納届出書及び標章を警察署に引き継ぎ，当該返納届出書及び標章の写しを保管する。

第7 標章の作成，交付

1 標章の作成

交付申請等に係る標章の作成は警察署又は分庁舎等において行う。

2 標章番号の通知

交通規制課長は，交付申請書等及び添付書類により申請者が標章の交付等の対象であると確認したきは，高齢運転者等標章管理システム（以下「管理システム」という。）に登録を行い，警察署長に標章番号を通知する。

3 標章の交付等

(1) 登録，交付等年月日

標章の作成は，管理システムに登録することをもって行い，標章表面の交付年

月日は交通規制課長が交付等を決定し、管理システムに登録した日とする。

(2) 交付手続き

警察署長は、標章を作成したときは、次の手続きにより申請者等へ標章の交付等を行うものとする。

ア 受領書の作成，保管

(ア) 作成

標章を交付等するときは、受領する者に様式第4号の高齢運転者等標章受領書（以下「受領書」という。）を作成させ、受領書には、標章番号、被交付者の氏名、受領年月日、受領者の住所・氏名を記載させるものとする。なお、受領印の押印は要しない。

(イ) 保管

警察署が受領し、又は分庁舎等から引き継がれた受領書は、当該申請に係る関係書類とともに警察署で保管する。

分庁舎等が受領した受領書は警察署に引き継ぎ、その写しを当該関係書類とともに分庁舎等が保管する。

イ 指導

標章を交付等するときは、標章裏面の注意事項及び次に掲げる事項を申請者等に指導するものとする。

(ア) 標章を滅失，亡失し，又はき損したときは，再交付申請書により住所地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）に再交付申請を行うこと。

(イ) 標章の記載事項に変更が生じたときは，遅滞なく，記載事項変更届出書により管轄警察署長に届出を行うこと。

(ウ) 標章を返納しなければならない理由が生じたときは，速やかに返納届出書により管轄警察署長に届出を行うこと。

第8 取扱いの記録，確認

1 取扱簿の記載

警察署長は、申請等に関する事務を暦年ごとに、様式第5号の高齢運転者等標章取扱簿（以下「取扱簿」という。）に記載し、関係書類とともに保管して取扱いの状況を明らかにしておかなければならない。

2 取扱状況の確認

申請等事務の取扱状況は、交通担当課長又は事務を取り扱う分庁舎長等が確認し、取扱簿へ確認印を押印するものとする。

第9 文書の保存期間

次の文書及び同文書に係る添付書類の保存期間を3年とする。

- 高齢運転者等標章申請書（規則別記様式第1の3の2）
- 高齢運転者等標章再交付申請書（規則別記様式第1の3の5）
- 高齢運転者等標章記載事項変更届（規則別記様式第1の3の4）
- 高齢運転者等標章返納届（様式第1号）
- 標章受払簿（様式第2号）
- 高齢運転者等標章の申請書類送信・送付書（様式第3号）
- 高齢運転者等標章受領書（様式第4号）
- 高齢運転者等標章取扱簿（その1，その2）（様式第5号）

様式第1号

高齢運転者等標章返納届 年 月 日 広島県公安委員会様	
住 所	
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	
電話番号その他の 連 絡 先	
標 章 番 号	
標章交付年月日	年 月 日 公安委員会交付
返納届出の理由	
摘 要	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第3号

平成 年 月 日

交 通 規 制 課 様

警 察 署

高齢運転者等標章の申請書類送信・送付書

みだしのことについて、添付のとおり高齢運転者等標章の申請書等を送信・送付
します。

1 申請者氏名

2 整理番号

様式第4号

高齢運転者等標章受領書

高齢運転者等標章

標章番号 第 号

被交付者

を受領しました。

年 月 日

広島県公安委員会 様

受領者

住 所

氏 名

様式第5号

(その1)
高齢運転者等標章取扱簿

年

課長 (分庁舎長等)	番号	受理月日	氏名	申請種別	標章番号	送付月日 (交通規制課宛)	申請者への 交付月日	備考 (連絡先・状況等)
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				
				交付・再交付				

注1 番号は通し番号とするが、警察署に分庁舎等が取り扱った申請等が引き継がれた場合は、「分○」、「幹○」（○には分庁舎等の取扱番号を記入）と記載する。ただし、分庁舎等の取扱い分のみを別葉とすることは差し支えない。

2 分庁舎等においては、送付月日を「警察署への送付月日」と読み替えるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第5号

(その2)
高齢運転者等標章取扱簿

年

課長 (分庁舎長等)	番号	受理月日	氏名	申請種別	標章番号		進達月日	申請者への返還月日 (記載事項変更のみ)	備考 (連絡先・状況等)
					現	新			
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					
				記載事項変更・返納					

注1 番号は通し番号とするが、警察署に分庁舎等が取り扱った申請等が引き継がれた場合は、「分〇」、「幹〇」(〇には分庁舎等の取扱番号を記入)と記載する。ただし、分庁舎等の取扱い分のみを別葉とすることは差し支えない。

2 進達月日は警察署においては「交通規制課」へ、分庁舎等においては「警察署」へ進達した月日とする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。